

第10回 JEAC4111改定基本方針検討タスク 議事録

1.日時：平成30年11月15日（木） 14:30～16:30

2.場所：電気倶楽部 B会議室

3.出席者：（敬称略，順不同）

出席委員：渡邊^邦主査(原子力安全推進協会)，鈴木副主査(中部電力)，秋吉(JANSI)，
島津(北海道電力)，竹添(九州電力) 計 5名
常時参加者：小坂(原子力規制庁)，渡邊^雅(原子力規制庁) 計 2名
事務局：渡邊^貴 計 1名
(出席者合計8名)

4. 配付資料

資料No.10-1 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則（仮称）及び解釈（20181003版）に対するコメント表

5. 議事

資料 10-1 に基づいて、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則及び解釈について議論を行った。

【主な議論】

○第2条第2項四号について

・「一般産業向けの工業品」の定義について、「安全機能」の定義を追加するなど、明確化されるよう修文してもらいたい。

→安全機能は、アメリカでいうsafety relatedの範囲が対象であり、それを日本語にして定義するかもしれないが、代案では、意味する範囲が狭くなり正しくない。

また、メーカーが一般産業の部品を組み込んで原子力製品として納める場合でも、原子力施設の環境条件や性能条件を満たしていることを事業者は確認しなければならない。

・「原子力施設向け」に対するコメントがあるが、これは、解釈第1条第2項に定義されている。

○第2条第2項八号について

・「その他の事象」という記載では、曖昧に捕らえられ、全てが対象にも見える。

→解釈における「悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む」における「含む」ではなくて、「いう」とすればいいかもしれないので検討する。

○第10条第1項六号について

・「関係法令の遵守含む」とあるが、ここは、「関係法令の遵守及び健全な安全文化を育成し維持するための方針を含む」とした方がよいのではないか。

→品質方針の中に含まれるのは当然だから、（）内を消してしまった方がいいかもしれないので検討する。

○第18条第1項について

・「安全文化の育成・維持に関する活動の評価を含む」を追記してもらいたい。

→第18条第1項は、()書きが不要か、入れたとしても代案の方が誤解がないかもしれないので検討する。それから、解釈第5号で、ここで求めているのは、内部監査組織の安全文化の自己評価である。

→そうすると、「内部監査部門の自己評価を含む」と書いた方がよい。

→解釈第5項は「及び」からが不要で、「安全文化に関する状態の 実施部門と内部監査部門それぞれの自己評価」とするのが良いと思うので検討する。

○解釈第22条について

・「知識を特定することを含む」とは何か。

→「特定する」っているのが引かかるのかもしれない。「…知識を含む」でいいかもしれないので記載を検討する。必要な人には必要な知識があればいい。

○解釈第25条第4項について

・「…適切に分析する」とは、上の計画、レビューに含まれるのではないか。

→「…影響の程度」とすればよいかもしれないので検討する。

○解釈第29条について

・組織体制の変更は5.4.2の品質マネジメントシステムの計画において、対応することを考えている。

→「手順書等」が全て第29条側に入っているように見えてしまう。

→解釈のところ意図をしっかりとかけばよいか。第25条側に日常のものや軽微のものに限定して、それ以外は第29条に入れればよいか。

→組織変更については第12条に入れてはどうか。

→第12条第3項の解釈に含まれているので、第29条側からは「組織の体制」を消せばいいか、「手順書等」については、新規及び大幅な変更とすればいいかなど記載を検討する。

→7.1と7.3の使い分けで、なんでもかんで7.1に入れたがる傾向がある。使い分けをしっかりとって欲しい。

→例えば、発電を続けている電力会社が一部廃炉にするときには、第12条のシステム全体の変更で組織変更をかける。それから、MCRの制御盤を全部リプレイスするとか大きな変更をするときには、第29条になって、それ以外の定常的な変更は第25条となる。JEACにそれぐらいの例示があればわかりやすいかもしれない。

→JEAC4111ではきちんと識別して書きたいと思う。

○解釈第36条について

・解釈2項の「供給者から」は取ってもらいたい。供給者以外から情報を入手することもある。

→「供給者等から」などとするものを検討する。

○解釈第46条第4項について

・自己評価だから、状態の評価を含んでいるのか。

→計画どおり育成計画をやっているが、行動を取れていないという状態もあるので、活動していることと、状態をみるということの両方が含まれている。

○解釈第48条第4項について

・「安全文化の独立評価」ということだが、「安全文化に関する育成・維持の評価」とするのがよいのではないか。

→解釈第5項が内部監査と安全文化の独立評価がごちゃごちゃしている。

→従来の内部監査をやる組織と場合よっては分けるかもしれないと思って、「又は」で二つ書いた。
→項を分けて、「分ける場合も同じ扱いである」というような記載の方がわかりやすいと思う。

○第50条第5項について

・「ただし、当該の権限をもつ者が承認したときには、この限りではない」を付記してもらいたい。工認対象の技術基準のときに、取ってあって、パブコメで付けてくれと出した回答が、これは工認が対象なので、権限は国が持っている、手続きが別であるから書かなくて良い旨の回答をもらったが、設置許可に格上げになって工認だけが対象ではないことから、この記載がないと限定しすぎの対応になってしまう。
→ただし書きを入れるのはいいと思うが、承認すればなんでも許してしまうことになるのはよくない。
→根拠を明確にして承認したときには、とか条件付きでも構わない。

○解釈第51条第2項について

・「手順書等」は、全て「手順書等」に統一したが何か問題があるか。
→意図がわかった。

○第54条について

・規則4行目で「発見された不適合が…」は、「発見された不適合その他の事象が…」とした方がよいのではないか。
→検討する。

○第55条について

・「未然防止処置」は、専門家から別の用途があるとのこと意見も頂いているので、「他の原子力施設の運転経験」とか用語については更に検討する。

以上